

水素エネルギー関連国際会議「HENCA Tokyo 2026」展示会出展企業募集要項に係る質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	募集要項 3～4ページ 5 応募資格（1）～（7）	当社は米国法人であり、現時点で日本国内に法人、支店その他の拠点を有しておりません。このような外国法人でも、本募集への応募は可能でしょうか	外国法人でも本応募可能です。
2	募集要項 4ページ 5 応募資格（5）	外国法人が応募可能な場合、「事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと」について、外国法人はどのような書類または方法により確認・証明すればよいでしょうか。	応募時に、本店所在地を管轄する国又は地域において租税の滞納がなく、適切に納税義務を履行していること及び東京都に対する債務の滞納がないことを宣誓する書面（任意様式）を提出してください。